

平成 17 年度(2005 年度) 第 1 回箕面市都市計画審議会 議事録

日 時 平成 17 年 7 月 1 日(金曜日)
午前 9 時 00 分開会
午前 11 時 45 分閉会

場 所 箕面市議会委員会室

出席した委員

会 長	増田 昇	氏	委 員	田代 初枝	氏
委 員	大石 吉部	氏	委 員	森木 桂三	氏
委 員	岡村 幸雄	氏	委 員	垣内 定	氏
委 員	新田 保次	氏	委 員	阪本 敦志	氏
委 員	平井 甚一	氏	委 員	松井 治男	氏
委 員	舟橋 國男	氏	委 員	森岡 秀幸	氏
委 員	牧野 直子	氏	臨時委員	松村 暢彦	氏
委 員	前川 義人	氏	臨時委員	山内 直人	氏
委 員	上島 一彦	氏	臨時委員	高橋 明男	氏
委 員	小林 ひとみ	氏	臨時委員	小寺 康裕	氏
委 員	石田 良美	氏			

委員 17 名、臨時委員 4 名 計 21 名
(臨時委員は案件 4 のみ審議)

審議した案件とその結果

案件 1 北部大阪都市計画区域区分の変更について【諮問】

原案どおり答申

案件 2 北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について【諮問】

原案どおり答申

案件 3 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について【諮問】

原案に意見を付して答申

〔 附 帯 意 見 〕

国土交通省が示された余野川ダム建設事業の方針決定を受け、開発のコンセプトを再検討する必要がある。整備又は開発の誘導が適切に図られるよう、地元対策も含め十分な議論をつくされたい。

- 案件 4 これからの都市計画道路のあり方について【諮問】
議案書に基づき諮問
- 案件 5 北部大阪都市計画地区計画の決定について【付議】
原案どおり議決
- 案件 6 景観法に基づく今後の景観行政の取り組みについて【報告】
議案書に基づき報告

事務局（橋川課長補佐）

定刻になりましたので、ただ今から、平成17年度第1回箕面市都市計画審議会を始めさせていただきます。

前回と同じように、まず最初にマイク操作の確認をさせていただきます。テープの録音とこのマイク操作とが連動しておりますので、後の議事録作成にも影響がございますのでよろしくお願いいたします。

各委員の方におかれましては、発言前に前のマイクの青いボタンを押していただきご発言をお願いいたします。そして、次の方が発言される場合には、自分の前の青いボタンを押していただきますとその前にお話しいただいた方のマイクの電源が自動的に切れるようになっております。そして進行を進めていただきます増田会長のマイクは常時つながった状態になっておりますので、各委員の皆様は発言前にボタンを押していただくという形でよろしくお願いいたします。

なお、出席しております市職員の服装につきまして、「箕面市地球環境保全行動計画」に基づくエネルギーの消費量を減らしたエコオフィスの推進をはかり、環境に配慮した行動を実践する取り組みの一つとして、上着やネクタイを着用しない軽装での夏のエコスタイル運動を実施しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、増田会長議事進行をよろしくお願いいたします。

増田会長

皆さん、おはようございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

また平素は、本審議会の運営に対しまして、格段のご支援ご協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

それではこれより平成17年度第1回箕面市都市計画審議会を進めて参ります。

事務局より所定の報告をお願いいたします。

事務局（橋川課長補佐）

定足数の確認についてのご報告をいたします。

本日の出席委員は、委員18名中14名でございます（遅れて3名出席）。過半数に達しておりますことから、箕面市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立いたすものでございます。

なお、弘本委員より欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

次に市長より挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

藤沢市長

審議会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、箕面市都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平素は、本市都市計画行政をはじめ、市政諸般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会では、大阪府からの意見照会による諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画区域区分の変更について」と「北部大阪都市計画都市計

画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、そして「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」を、さらに本市からの諮問案件といたしまして「これからの都市計画道路のあり方について」でございます。本件につきましては前回の都市計画審議会で「都市計画道路の見直しについて」でご報告致しておりますように、都市計画決定後、長期間事業着手していない都市計画道路の見直しについて、その方針と見直し基準等について、都市計画審議会に諮問するものでございます。

次に付議案件として「北部大阪都市計画地区計画の決定について」がございませう。本件は、本市の東部地区の住宅で建築協定が結ばれております外院南住宅の皆さんが、建築協定の更新時期を迎え、地域全体のまちづくりに取り組まれた結果、地区計画策定に関する要望書を市にいただき、これを受けまして地域の皆さんのご意見をうかがいながら作業を進めてきたもので、今回ご審議をお願いするものでございます。

最後の報告案件につきましては、昨年六月の景観法制定に伴い、市としてどのように法律を活用し、景観形成に取り組んでいくのかが、まずもって当面の課題になるものと思っております。「景観法に基づく今後の景観行政の取り組みについて」を報告させて頂き、審議会のご意見を今後の取り組みに反映させていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、どうかそれぞれのお立場から、慎重かつ活発なご審議をお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。

増田会長

ありがとうございました。

本日は、市長さんのご挨拶にもありましたように、諮問案件といたしまして「北部大阪都市計画区域区分の変更について」、「北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」、そして「これからの都市計画道路のあり方について」、次に付議案件といたしまして「北部大阪都市計画地区計画の決定について」、そして報告案件といたしまして「景観法に基づく今後の景観行政の取り組みについて」の6案件についてご審議いただく予定でございます。

それでは、審議に入ります前に、市長さんから諮問、付議及び報告をお受けしたいと存じます。市長さん、よろしくお願ひいたします。

市長が会長の前へ進み、
諮問、付議、報告書を読み上げる。

(諮問書、付議書及び報告書受領)

本日の審議の進め方につきまして、お諮りいたします。本日の案件のうち、諮問案件であります案件1と案件2は関連致しますので、一括して説明頂き、案件4の「これからの都市計画道路のあり方について」は、前回の審議会で小委員会の設置が承認されましたので、小委員会でご議論いただきます臨時委員の皆様にもご出席いただきますので、最後に審議いたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、そのように進めさせていただき、概ね11時30分を目途に終了した

いと考えております。

それでは案件1「北部大阪都市計画区域区分の変更について」と案件2「北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。

本件につきまして、市より説明をお願いします。

案件1 北部大阪都市計画区域区分の変更について【諮問】

案件2 北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の変更について【諮問】

市（藤田担当主査） <説明>

増田会長

はい、どうもありがとうございます。この区域区分の見直しにつきましては平成16年度からこの審議会でも検討を重ねてきておりまして、箕面市域のところにつきましては、変更無いという形でまとめてきたところでございます。

いかがでしょうか、何かこの案件1, 2に関しまして、ご意見なりご質問がございましたら、いかがでしょうか。特別よろしいでしょうか。はい、舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

あの、質問なんですけれども、議案書資料の2ページ、先ほどスライドでもありましたが、人口の変更ですけれども、まああの当市に直接関係がないという言い方かと思いますが、70haほど市街化区域に編入され、30haほど逆線引きをされているようですけれども、それはどこでそのようなことが生じているのか、とその理由を。簡単に結構ですからちょっと教えてください。

増田会長

はい、事務局の方がいいでしょうか。北部大阪全体の中での話でございますので。

市（大森課長）

はい、ご説明させていただきます。70.5haにつきましては、池田市さんの方で9.9ha市街化区域に今回編入と。そして同じ池田市さんが市街化調整区域に一部編入をとということで山側の方の市街化区域を今回13ha調整区域へ編入と。そして茨木市の方につきましては21.6haを市街化区域に編入と聞いております。そしてあと島本町さんが39ha市街化区域の方に編入すると、こういうことで聞いております。以上です。

増田会長

舟橋委員、よろしいでしょうか。

舟橋委員

ありがとうございました。

増田会長

他いかがでございますでしょうか。はい舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

また同じ質問ですけれど、この2ページの資料で拝見しますと、平成12年は国調によって基準年次を決められるということですが、右側の、古い方のフレームですと平成17年の目標年次数を既に12年で上回っていることになってます。

これで見ると昔のその人口フレームの平成17年の数値というのは現在は既にオーバーしてしまっているのかどうかということ。

で、そのような場合に、目標、フレームですけれど、実数がそれをどんどん超えていることについては別段コントロールしないのかということの2点をちょっと。

増田会長

はい、これは企画調整の方で、府の企画調整の方で人口算定されているということですが、どうですか、事務局の方で。

市（大森課長）

まず人口につきましては、平成 17 年の目標値が、今現在どうなっているのかということについてはチェックしておりません。ただ大阪府さんのほうにおきましては企画調整室が大阪府の総合計画を 12 年に策定してございまして、そのときに予測された数値と聞いてございます。

増田会長

はい、いかがでしょう、よろしいでしょうか。

舟橋委員

結構です。

増田会長

他いかがでしょうか。はい舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

すみません、次々と。今度は意見ですけども、3 ページの理由書、これは大阪府からの文面そのままだと思いますので、質問というか意見として何かの機会にお伝えていただきたいのですけれども。

要するところ理由になっていないと思うのですね。「今回区域区分の変更を行うものである」と書いてあるだけで、なぜ先程の人口の変更とか或いは市街化区域、市街化調整区域の変更を行うのかについて一言も触れてありません。で、従って先程のような質問に至ったわけですけども、このような文面でもって市に対して問い合わせるといのは、本来は不適切だと、私はそう思います。

そのような意見があったということ

を、別に市長さんからおっしゃることはないですが、何かの折りにお伝えいただきたいと思います。以上です。

増田会長

はい、わかりました。他、いかがでしょうか。はい、新田委員のほう。

新田委員

先程の人口フレームで、市がやられたんじゃないので、お答えできるかどうかわからないのですが、この旧がどう考えてもおかしい。平成 7 年基準年次で、平成 17 目標年次が人口が下がるということを旧でやっているのですね。その辺の理由、わかりますですかね。

増田会長

はい、あの、事務局のほういかがでしょうか。

市（大森課長）

はい、人口につきましては、我々聞いておりますのはコーホート要因法という、ごく一般にやられている、箕面の場合も総合計画を組み立てる場合はそういう要因法を使ってやっておるわけですけども、大阪府に確認しますと、平成 7 年度の国調を基本にしながら、出生率やら死亡率、それから流出、出入りの人口、こういうものを考慮して推計した結果で減少したんだと、こういうお答えをいただいています。

増田会長

いかがでしょうか。

新田委員

一応計算は正しいと。ちょっとその辺理解は出来ないんで、全国的な人口推計も 2005 年くらいはまだ上がっている段階だと思うので。またその辺の中身が分かりましたら、別途で結構です、教えてください。

増田会長

確か大阪府が総合計画を平成 12 年に

作ったときに予測しているのでも既に人口減少の予測値があるんですね。大阪府の総合計画の時は従って上限下限のある幅を持って人口予測をしているという状態だと思いますね。一つの目標値ではなくてですね。よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。

これは1年近く区域区分については市民意見を聞いたり、あるいはパブリックコメントをかけてきたということでございますので、もし他にご意見無ければ議決に入っていきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

そしたら案件1と案件2、一括して説明いただきましたけれども、議決の方に関しましては1件ずつしたいという風に思います。

案件1「北部大阪都市計画区域区分の変更について」、本審議会といたしましては諮問原案を妥当と判断して、これを答申の基本的な内容とするということで、御異議ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。そしたら異議がないということで、原案通りということでご承認いただいたということでございます。

続きまして案件2「北部大阪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」本審議会といたしましては諮問原案を妥当と判断し、これを答申の基本的な内容とすることに、御異議ございませんでしょうか。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

そうしたらいずれも案件1、案件2共異議がないということでございますので、諮問原案を妥当とする内容として答

申いたしたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、案件3についてでございます。「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について」を議題とします。これも諮問案件でございますので、市の方からご説明の程よろしくお願いいたします。

案件3 北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更について 【諮問】
--

市(岡本) <説明>

増田会長

はい、どうもありがとうございます。ただいまご説明いただいた内容につきまして、ご意見なりご質問なりございましたら、いかがでしょうか。特別ございませんでしょうか。

はい、舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

ちょっとだけ伺いたいんですが、議案書14ページのちょうど中段付近に、国公有地を積極的に活用していくという文面に読めるのかと思うのですが、これは北部大阪において国公有地を住宅市街地として整備開発する何か具体的な想定というのがあるのでしょうか。ちょっとだけ。

増田会長

はい、わかりました。いかがでしょうか、事務局のほう。

市(大森課長)

これにつきましては吹田のJRの操車跡地ですか、あれのことをということで聞いております。

増田会長

舟橋委員、よろしいでしょうか。

舟橋委員

はい。

増田会長

はい、他いかがでしょうか。はい、小林委員どうぞ。

小林委員

えっとあの、初歩的なことなんですけども、いただいてます資料の17ページの部分を今回開発整備の方針、大阪府の方に変更します、とそういう理解でよろしいんですね。

増田会長

そうです。

小林委員

となりますとこれ、実際北部ですから能勢町も、あるいは高槻、島本、摂津も入れて箕面ということで、かなり薄まるんじゃないかなというのが読んだ感想だったんですけど、そういうことも見てみますとね、市が出されております17ページですね、例えば既成市街地の関係で、老朽化した公営住宅団地の建て替えとか書いてますけども、市が出した場合というのはおそらく市営住宅とか府営住宅含めたことだと思うんですね。ところが今回、府の方になりますと、ここで言ってる老朽公共住宅団地となりますと、いわゆる府営住宅を指すという風に考えたらいいんでしょうか。ちょっと事務的なことなんですけど。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（大森課長）

その老朽した内容としては、などということですので一部は府営住宅であったり、公団であったり、また具体的には豊中の庄内あたりのそういう状況も踏まえてと、こう聞いております。

小林委員

つまりあの市の整備方針でいきますと市営住宅とかが対象に入ってきます

よね、ここでいいますと。ところが大阪府の方になりますといわゆる府営住宅が対象になってくると、事務的な話としては。そういう風に考えたらいいのか、それとも含めて公営住宅という風に考えたらいいのか。

増田会長

えっとこれは、府であろうと北部都市計画であろうと箕面市の都市計画という名前が変わっただけで、市営住宅も含めて公営住宅という認識でいいと思います。

小林委員

それともう1点その関係なんですけども、その下に3行、「適正な住居費負担～半数の世帯が誘導居住水準を確保することを基本目標とする」という風にして書いてますが、これを府の方で読み直しますとどういう風に読み替えたらいいいのかなということをおっしゃる事務的に教えていただけないでしょうか。

増田会長

はい、事務局のほういかがでしょうか。

市（大森課長）

再度ちょっとご質問お願いしたいと思います。

小林委員

市の住宅市街地の開発整備の方針の17ページですが、（4）で、既存市街地の方ですけれども「需要に対応した住宅及び住宅地の供給を図ることとし、適正な住居費負担で良好な居住の実現を図ること、最低居住水準未達世帯の早期解消と21世紀初期」から飛ばしまして「半数の世帯が誘導居住水準を確保することを基本目標とする。」と書いてますよね。この緑の方です。

これを府の方で読み替えるとどういう風に読み替えたらいいいのかちょっとわからなかったもので。

市（大森課長）

まず、今の先程のご質問私も誤解してたんですが、これですね。これの17ページですね。この当時、箕面市がもちろん線引きに伴う整備、開発又は保全の方針としたためておりますが、この時代からこういうものを作成する中では、大きく大阪府さんとして最終これを色々と調整する中で、大阪府さんとしては北部大阪というような常に視点を持ちながらこの文言の中に表現されてたということでございますので、この中に北部大阪という切り口もしっかり持ちながら、先程の工場跡地とか国有地とかという文言も入っているとおりで、そういうことで、その中で特に箕面の分はこういう方向ですよという下りになって作成されておりますので、箕面市だけではございませんのでよろしくお願いします。

小林委員

すみません、ちょっと質問があれかもわかりませんが。「最低居住水準未済世帯の早期解消と21世紀初期に」あの、資料の方ですね。で、そこに「半数の世帯が誘導居住水準を確保することを基本目標」とこれ市の開発整備方針ですけども、これ大阪府の今いただいている諮問の案でみますと、どういう風に読みとったら良いのか分からなくなりました。

増田会長

まずですね、ご理解いただきたいのは緑の表紙の方の「箕面都市計画」って書いてあるのも、これは市の都市計画ではなくてこれも府の都市計画です。

今回の北部都市大阪というのも、区域を変えただけで、これも府の都市計画です。従ってあの、前回までの箕面都市計画って書いてあるのは箕面市が決められている都市計画でなくてこれも同様に府

が決められている都市計画です。その辺の誤解のないようにしてもらったらいいいというのが1点目ですね。

2点目は、要するに、これをどういう風に考えているのかと言うのに関しましては、少し事務局の方おわかりいただけますか。古い方と言いますか、別冊の方の緑の表紙があって、箕面都市計画というのがあって、その次に17ページがございますね。1枚あけますと。この(4)の最後の段落に、「これらにより、需要に対応した住宅及び住宅地の供給を図ることとし、適正な住居費負担で良好な居住の実現を図ること、最低居住水準未済世帯の早期解消と21世紀初期(2010年〔平成22年〕)を目途に、半数の世帯が誘導居住水準を確保することを基本目標とする。」と書かれていたところが、少し今回フォローされていないのではないかというご質問だと思うんですけどもいかがでしょうか。

市（大森課長）

この中で今一つ一つを読みとると言うところまではないのですが、大きくは本編14ページのまず開発整備の目標の一番下段のところなんですけれども、「『定住の魅力と活力のある大阪の実現』をめざす」ということで書いてございます。これは、このベースが平成14年策定に大阪府が作りました住宅マスタープランというものがベースになってございます。その、まちづくりの目標を定めておりまして、ここではしっかりとその辺は書けておりませんが、そういうマスタープランとか上位のベースの中でこの辺きちっと書き込まれていると聞いております。

そして、もうひとつ先程も説明の中にありました資料編(別冊)の中の北部大阪の方の整備、開発及び保全の方針この

中でも具体的なコメントと致しまして、具体的というか大きく方向を示しているのが 25 ページなり 26 ページ、こういうところで、その必要な方向性を示しております。ただし、ここに事細かく書けない部分につきましては先程申し上げましたような上位の計画との整合性を持ちながら今回作成したと大阪府から聞いてございますのでよろしく願いいたします。

増田会長

いかがでしょうか。

たぶんその辺の文言は今回の新しい議案書の 14 ページの方見ていただきますと、「大阪府においては住居費の負担を感じている世帯が多く、居住水準の達成も遅れている」という風な認識をきちり書かれていて、その後、「このような状況の中で、適正な住居費負担で良好な住宅および住宅地の供給を促進するとともに、これまで蓄積してきた社会資本を有効に活用し居住ニーズの多様化に対応した住まいの選択性の拡大、定住魅力あるまちづくりを進める必要がある。」という、こういうあたりに多分盛り込まれているという風に考えたらいいのではないのでしょうか。

小林委員

消えていないということですね。

増田会長

そうですね。よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。ちょっと向こうのほうが早かったんで、森岡委員どうぞ。

森岡委員

2 点ちょっとお伺いというか質問なんですけど、まず第 1 点はどちらかという文字面の話なのかわかりませんが、折り込みの 17 ページの折り込みのところですね、水と緑の健康都市、余野川ダムの水際空間というようなことが書

いてありますが、今日の新聞でも凍結と申しますか基本的にはダムそのものが実現しないだろうと、というような見通しになっております。だからその辺の字句の修正というようなものが必要じゃないかというような考えを持っています。

それともう 1 つ、私の捉え方が間違っていればご指摘いただきたいのですが、先程承認しました人口フレームですね、これ都市計画区域内で 12 年から 22 年で 3 千人の増ですかね。

で、それに対して、14 ページの基本方針と申しますか理念的なものでしょうけど、国有地、工場跡地等の低未利用地を宅地化、或いはその下の丘陵部においては大規模な公的開発プロジェクトというようなことを書いておりますが、人口フレームとこの辺との整合性みたいなものはどういう風に考えたらいいのかその辺ちょっとわかれば教えていただきたいのですが。

増田会長

はい、わかりました。2 点ございまして、だいぶ性格の違うものの質問でございますんでまず第 1 点は今日多分新聞報道が大々的にされましたので、余野川ダムがどうなるかというようなことと、それに伴って住宅地の開発整備の方針がどういう風に考えられる、現時点でどう考えられているか、ということを少し事務局の方からご説明いただければという風に思います。

市（大森課長）

今の水と緑の健康都市とこのダムの関係でございます。今言われましたように 17 ページの別表という形の中で水と緑の健康都市建設についての今回重点地区に対する目標が書かれてございます。この中ではダムという、ダム際の空間ということも一体的にという中で捉

まえております。

今回、ダムが新聞報道の中では凍結若しくは中止ということが判断されたこと、こう書いてございまして、以前から大阪府とは色々やりとりをしている中では、大阪府さんとしてはあくまで水と緑の健康都市はダムがあるなしに関わらず大阪府の住宅供給という視点と、それから大きく幹線道路を整備していくんだという大きな2つの捉まえ方の中で方向をもってございまして、特に、この特にという表現はちょっとまずいですが、ダムの有無でこの開発をどうする、ということではない、と聞いてございます。以上です。

増田会長

えっと1点目、もう1点目、人口、あ、はい、補足がございましたら。

芝山部長

今課長の方からご答弁申し上げた、この余野川ダムの関係なんですけども、そういう一つの施行主体、大阪府の意向を課長がご答弁申し上げたんですけど、先程委員さんの方からのご質問は、事業を進めていくということであっても、この整備開発の目標という文言は変わるんじゃないの、というご質問だった、とこのように思います。

まさしく、今回書いてある大阪府からいただいている諮問案件の内容「余野川ダムの水際空間」こういうものを活用した中で今回の水と緑の健康都市という部分の位置づけがされておりますので、これは昨日の、今日の新聞発表ございましたけれども、今回余野川ダムについては、当面は実施しない、中止、というような色んな情報が飛んでございますけれども、そんな中で、この「水際空間」という部分についての文言、これは変わると思います。

そしてその変わる方向性という部分につきましては、大阪府さんの方は、今回のこの余野川ダムが中止とか当面実施しないとかというような形になったとしても、そのダムが取得している水際空間となるべきダムの用地、約80ha程あるんですけども、その用地の利活用という部分によっての今回の水緑の書き方が変わってくると、こういうように思いますので、この用地につきましては、基本的には昨日ああいう新聞では出てましたけれども、我々が国の方また大阪府の方と朝打ち合わせをさせていただいた中では、その水際空間としても国が取得した用地については国が管理するというような方向までは聞いてます。

今後、どのような形の管理の内容をしていくのか、ただ単に放ったらかしで管理するのか、それとも府民なり市民が活用できるような形で管理をしていくのか、というようなその内容によって、この文言は変わっていくと、このように思いますので、出来ましたらこの都計審の中で、その文言についての附帯意見という部分を、ひとつご検討いただけたらなというように思っておりますのでよろしくをお願いします。

増田会長

えーとこれは後でまた意見をいただきたいと思うんですけども、原案が明らかに齟齬を来している。従いまして少し附帯意見ですよね、を付けるということの必要性みたいなやつがあるかと思うんですけど、この点に関しましては後で皆さんからご意見をいただきたいと思えます。

もう1点の方の質問のほう、人口フレームとこの住宅及び住宅地の開発整備の方針が整合しているのかどうかというご質問ですがいかがでしょうか。

市（大森課長）

これにつきましては議案書の5ページに、今言われた内容が書かれています。これの右側でございます（新）と書いている、今回整備、開発及び保全の方針の中に新たに位置付けようということで、12年と22年と書いてございますけれども、この差が12年から22年までに3,000人増えますよということでございます。

これはあくまでも市街化区域内の人口、若しくは都市計画区域内の人口を想定してございます。そういうことで先程の吹田市さんの操車場跡地とか、そういう大きな、今回の彩都、水緑もそうですし、萱野も、小野西もそうなんですけれども、全て市街化区域になってございまして、都市計画事業として今動いてございますので、ベースとしてきちっとカウントされておるということでございます。

増田会長

よろしいでしょうか、多分あの今のご質問の内容ですけれども、新規開発をしないでそのままおいておくと、自然減、要するに出生率と死亡率、自然減の方が今大幅に大きくなってますし、流入人口ですね、流入と流出、転入と転出を見ると、少し逆転現象があると。だから放っておくと基本的には人口は大幅に減るとい状況ですね。

でそれに対して住宅及び住宅地の整備開発をする事によって人口なりがほぼ横這いの状況になると、こういう社会状況になっているのではないかなと、いうように思いますけれども、こういうご質問の趣旨ではなかったのでしょうか。

森岡委員

3,000人のフレームに対して、大規模な公的開発プロジェクト、或いはその宅

地化が認められるような土地の高度利用というようなものの基本的な方針がその3,000人のフレームの中で出てくるのかなと感じがして、まあ今会長がおっしゃったように、むしろ基盤整備をして人口を誘引するんだということであれば多少理解が出来るんですけども、その辺の規模的なもので、どうなんでしようかねという意味です。

増田会長

これ多分今さっきもいいましたけども、住宅地の開発整備がなければ基本的には人口はどんどん減っていく状況ですね。で3,000人だけが人口ではなくて、既成市街地の方で社会減なり自然減を起こしている部分、それと要するに新規開発の部分、トータルとして北部大阪で3,000人増という理解だと思えますけれども。

森岡委員

箕面の場合インナーとアウトターの両方抱えているという表現、ご説明があったわけですけれども、むしろインナーといますか既成市街地の方の住宅整備みたいなものでそういった吸収といますか社会的な安定の政策というか、施策があるんじゃないかなという感じがするんですね。そういう意味です。

増田会長

多分それはね、ここの14ページのところにはね、新規開発だけの話を書いているわけじゃないですよ。先程も小林委員の方から出てましたように、既成市街地の老朽公共賃貸住宅団地だとか、木造密集、これ木造密集は箕面市の場合は少し少ないと思えますけれども、或いは都市基盤整備というようなことですね。

ですから市街地の中の再生と新規開発とをトータルしていったら大体目標人口として今より3,000人ぐらい多いと

ということだという風に思いますけれども。

多分市街地の方の再生をただけでは、多分人口はもっと減ると思います。今の状況、府下の状況なり日本全国の状況を見ていますと。人口減少になっていますから。そういう理解ではまずいですが、何か違う理解があるのでしょうか。

もう一度また後で発言いただいてもよろしいですので、他の方の意見も聞きたいと思います。いかがでしょうか。はい、上島委員どうぞ。

上島委員

余野川ダムのごことでいいですか。重点区域の点でね、今日の新聞で発表あってですね、大変憤りを感じておるんですけどね。国の方針に基づいて安直に市が迎合すると、字句の修正するとかこれはとんでもない問題で、修正するんであればその修正のあり方があると思うんですが、まず国交省の方でダムの凍結ないしは中止というような方針が出たわけですね。新聞、うる覚えですのでそういう内容が出たんですが、まずその淀川水系流域委員会というところで、環境への影響、コスト面、治水上の観点からこの余野川ダムは造ることに關してその必要性が希薄であるという流れを受けて、国交省が凍結ないし中止という方針を打ち出したということなんですけど、この環境整備においても、ダムを造ることと、下の河川3面張りにしてやるということを比較した場合、ダムを造るより下の河川整備の方が遥かに生態系に与える影響、環境破壊が大きいわけです。

或いは、コスト論についてもですね、ダムを造るより、多田の銀橋のさっ狭部分ですねそれを開削する方がコスト論安いという考え方なんですけど、この考え

方はまずその実現性出来るのか、多田の銀橋のところを開削するようなことが本当に出来るのか、いうことは非常に難しい。人も電車も張り付いているわけですから、そんなことはまず相当やるとしたら時間もかかります。

コスト論で比較したといっても単純比較なんですね。ダムを造るということと狭窄部の開削ということ、そうしたら狭窄部の開削の方が安いじゃないかということなんですけど、いわゆる復旧の問題、補償の問題は全く欠落しているわけです。コスト論においては。

それから治水上の問題ですが、利水は一応府営水ということなんですけど、治水上の問題でですね、中小ダム、今ちょっとから梅雨みたいな影響ありますけどね。中小ダムというのは非常用水源として必要であると。飲み水、防災上の問題もあるでしょうし、それからもしか、いわゆるテロに対する問題もありますね。ということを考えてですね、そういう面からも必要であると。

何よりも淀川水系流域委員会というものが地元の意見を全く無視しているということ。ですから、今回の国交省の方針発表について、我が市の対応としてはですね、国の責任、賠償も含めてですね、厳しく追及していかないと行けないわけです。そのことも含めてですね、重点区域の文言、何らかで修正するとあれば、そういう方向性で考えていかなあかんと思うのですがいかがですか。

市（芝山部長）

今上島委員さんおっしゃった、本当にその通りだと私は思っております。

今まで余野川ダムにつきましては、色々流域委員会で色々意見がかわされ、最終的には流域委員会の意見を踏まえて参考にしながら、このダムの存続とか、

中止とか、変更とかというような決定は国の方が河川整備計画において位置づけをして初めて動くわけございまして、その河川整備計画を策定するにあたって、河川法の改正で流域委員会の意見というようなシステムが出来て、今回そこで意見交換をされた、というのが現状です。

ただどもやはり余野川ダムを設置が予定されております止々呂美地域という部分の地元の方々は当初はこのダム建設に反対でございました。それは何でかといいますと、水緑の開発という部分につきましては止々呂美の村全員の30年来の悲願でございましたので、地域の過疎化を解消するために新規開発、新たな住宅地を止々呂美に作ろうという先人の思いをずっと受けてこられて、進めてこられたところに突然、ダムの話がきた。

そしてそのダムによって、この開発がつぶれてしまうんと違うかというような恐れも地元としては持たれて、猛反対でございましたけども、今回、このダムを建設しても水と緑の健康都市はしっかりとしたまちづくりが出来るといふ部分と、まちづくりについても民間開発ではなしに、公的機関がまちづくりを進めるという、こういうこと。そしてまたダムを造るにあたって、地元にも色んな迷惑をかけますので、旧の、今の旧市街地に対してダムとして色んな項目についてまちの整備をやりましょうと、こういう約束の下で地元の方はダム建設を受け入れられて、用地を買収に協力されたという経過がございまして。

今回ダムが中止か凍結か、当面実施しないとか色んな話が出ていますけれども、だからといって我々は今まで止々呂美地域とお約束しているダムが、お約束

している内容まで凍結なり中止なり、当面実施しないというようなことでは、これはあまりにも国として責任が無さ過ぎると、こう思っておりますので、今後国の方もダムの方針としては、一定方針を出したということですが、この方針が出されたことによる影響、そして特に止々呂美地域の方々とダムとのお約束、こういう部分につきましては、市も中に入って、しっかりと国に責任ある対応を求めていきたい。このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

上島委員

政策総括監から力強い意見を聞いたんですが、まさにその通りですね。まず止々呂美の地域住民の方は将来のまちづくり、それから過疎化という地域課題の解消のために、先祖伝来の土地を手放され、民間の開発業者に売られたという中で国土交通省の方からダム建設の話が出てきたわけです。それに対してダム基金を活用して道の駅を造るとか、学校跡地の整備であるとか、自治会館を造るとか、そういう地元振興策、まちづくりのこれはしっかりとやっていただかないと困る。

本来、水と緑というコンセプト、ダムと一体となった水際空間が壊れていくという、これは土地に対する影響がございましてね。まさに土地が当初予定したよりも下がるという問題も出てくると思います。そういうことについて、しっかりと国への対応をしていかなくてはならない。それと、やはりこの流域委員会というのは、学者さんといわゆるその公募市民で成り立っているわけですね。この人たちが果たして止々呂美のまちづくりに対して責任を持てるのか。

今、ダム中止というのは、どこかの県

を皮切りに一つのブームのようになっていますが、安直にこういう結論を出してあくまでも地元の自然を守っていただくのは、止々呂美の地域住民でございます。孫子の代まで、やはりその地域住民の方が里山の手入れをすることによって自然が保たれるのであって、外からピクニックにきて、こんな自然があって、この自然残しておかないとあかんとか無責任な方に流されることなく、まさに里山を手入れされるのは地元の方ということでは地元が過疎化してしまっただけでは手入れする人がなくなる、自然が壊れるということにもなりますので、この点も含めて十分にこれは賠償問題です、国に対して。それをしっかりやっていたきたいなと思います。

増田会長

今のはご意見ということで、直接ダムの是非論は都市計画審議会の案件ではございませんけれども、大きく関連しておりますので、今のはきっちりとご意見という形でお聞きしたいと思います。はい、森岡委員どうぞ。

森岡委員

その件ですが、ダムの正否をここで議論するのではないかなということを申し上げたかった。

増田会長

ここはダムの正否を議論する場ではございません。

森岡委員

それに影響されるまちづくりというのは議論していいと思いますけれども。

増田会長

はい、それに影響されるまちづくりについて我々はどう考えるべきかという話でございますけれども、非常に重要な案件でございますので、意見は自由にお聞きしたいという風に思います。他、ご

意見ございますでしょうか、はい、小林委員どうぞ。

小林委員

それに関連して、今の部長のお話もよくわかったんですが、この件について、文言修正で行きたいというのは、今この時期にね、今日私は新聞報道を見たところですので、私はやっぱりこういう開発について見直すべきだという立場でこの件を見ているのですが、今この場で早急に箕面市はこの決意でいくとか、或いはそうならないとかですね、それをいうには早すぎるんじゃないかなという風に私は感じます。

ですから、こういう事態が起きてきた中で、やはり真摯にどう議論をしていくのか、地元と或いは府であり、箕面市民との関係もそうだと思いますので、文言修正にこだわらない方がいいんじゃないかなという風に感じたのでちょっと意見として述べたいと思うんですね。

もう1点はやはりこの水緑の開発はダムと一体のものですから、これがこういう風になってきますと、やはりあの1万人近い人口が本当に張り付くかどうかというのが大きな影響してくると思いますので、そういう点ではこの計画そのものを踏襲していくのも人口の見直しとか、住宅の張り付き見直しとか、当然必要になってくると思いますし、先程申しましたように公営住宅の問題等もじゃあこの地域では一体どうなのかと、こういうこともあり得ると思いますので、今おっしゃった文言修正ということだけにとらわれずに、もう少しこの件は議論の余地を残していただきたいという風に思いますが。

増田会長

はい、ありがとうございます。他ご意見いかがでしょうか。たくさん挙がりま

したね、前川委員どうぞ。

前川委員

今回のですね、開発整備の方針、新しい方針で、特に15ページにありますインナーエリア、アウターエリアの考え方というのは、これまでの旧になかった新しいコンセプトだと理解をしておるんですけども、これについての私の考え方が間違っているかどうかちょっとご指摘いただきたい。

インナーエリアの、15ページインナーエリアの下から2行目見ますと、先程ご説明にありましたように171の南の方は中高層の集合住宅や都市型戸建て住宅などの供給を促進すると。かたやその下にありますアウターエリアではですね、緑豊かでゆとりのある住宅、住環境の形成を目指すという、全く171を境に箕面市の様相が変わるような心配をするんです。特に重点地域である小野原西なんかを中心に、171から大阪よりは中高層のマンションなんかの開発地域になってくるのか、今後の箕面市にどれだけ影響を与えるか、私はそれを心配しています。おまえの考え方は杞憂だと、別に今と変わらないならそれでいいんですけども、高さ制限など含めて、この方針が箕面市に与える影響をちょっとご説明いただきたい。

増田会長

事務局のほういかがでしょうか。

市（大森課長）

インナーエリアとアウターエリアのご説明の中で、大阪府さんが示しているこの画なんですけども、はっきりと171にきちっと線を引いたようなものではないんです。ぼやーっとしてます、小さな画なんです。ですからその幅というのは相当あると思いますので、171くらいから幅を持って対応しようと我々は読

んでおります。ということで明確にはなってございません。ただ個々の人たちにイメージをしてもらうために、そういう表現にしたものでございます。それからあとインナーエリアの中で中高層、集合住宅、それから戸建ての住宅ということでこう書かれておりますが、実際に我々のエリアも低層住宅が主体ではございますが中高層もございまして、そういうことからしますとここで大事なものは「ヒューマンスケールの市街地形成を目指す」というこの表現ではないのかなと私自身は感じております。要は、人間の視点に立って、そのスケールがわかるようなそういう建物で今後市街地は構成されるべきというイメージで私個人はとってございます。

それと、ここのお話しは今回別冊でもおつけしております北部大阪の整備、開発、保全の方針の24ページから25ページにかけてもその方針の中で位置づけされており、24ページの一番下から2行目くらいで「インナーエリアでは」という表現になってございます。そして25ページでは上から5行目くらいのところに「アウターエリアでは」とか、こういう表現になっておまして、ベースとしては整備、開発及び保全の方針の中で16年4月1日にこれがまず施行されて、これをベースにしながら方向付けされたということです。

前川委員

こないだの説明会の時には、171が大体境界にあたるという説明だったので、これはかなりはっきりした境界ではないかという理解をしているんですけども。

増田会長

いかがでしょうか。

市（大森課長）

すいません、あくまでも私としてはわかりやすい何かをしてあげないと、幅がありすぎて説明が難しいんですね、あの場合は。で私が図面上で読むと171ぐらいに大きく太い線がバツと入っているような感じになっていると。その幅でいくともしかしたら両側で1km くらいの幅を持っているかもしれません、相当小さな図面で。ただし皆さんに分かりやすいようにという意味だけですので、きちっと大阪府でこの線はどこやねんということの確認は出来ておりません。

前川委員

新しい方針が現在の方針に対して非常に影響をすぐに及ぼすとか、そういう心配というのはまず今のところないという解釈でよろしいでしょうか。

増田会長

大阪府が設定したインナーエリア、アウターエリアはむしろ場所がきちりと明示されているというよりも、むしろこの括弧書きで書いてあるように「交通利便性の高い大阪市縁辺部及びその周辺地域」という理解の方が、空間的にどこの線でインナーエリアで、どこの線でアウターエリアということは明示してないですね。今年の別冊の方で都市計画決定したときもですね。よろしいでしょうか。

先程新田委員手を挙げていただいたかと思うんですけれども。

新田委員

水と緑の健康都市の地区の話ですけれども、今日の諮問を受けた内容に別表が入るんですよ。含めて理解したら。

そうした場合に先程からも議論になっていますように水と緑の健康都市のコンセプトはダム湖を前提とした話でコンセプトをつくられていますから、その前提が大きく変わるということで、も

し仮にそうでしたらこの部分は改めて検討する必要があると思うんです。だから私としてはこの部分を含めて今日これでいいとは言えない状況で、改めてはっきりしたらこの地区のあり方を検討するような、整備方針を検討する場が必要かと思います。そういう意見として。

増田会長

えっと、他いかがでしょうか、はい、牧野委員どうぞ。

牧野委員

今のことなんですが、私も同意見です。今大きく見直しの時機にきているのですから、この機会にやはり十分議論をしていくべきだと思いますので、その時間をいただきたいということが1点と、あと別表の中で小野原西の説明なんですけれども、小野原西地域の開発につきましては、一つ大きなコンセプトとして緑の環境保全ということが入っていたと思うのですが、この文言の中にはそれが出ておりませんので、その辺についてお聞きしたいんですけれども。

増田会長

事務局のほういかがでしょうか。

市（大森課長）

今の小野原西のところの「土地利用の概要」というところに「サービス施設の集積地や緑豊かな魅力的な住宅地」「緑豊かな」ということで位置づけはされておることです。

増田会長

牧野委員よろしいでしょうか。

牧野委員

「開発整備の目標」のところには入っていないんですね。

市（大森課長）

「目標」の中にはそういう言葉はございませんが、具体的に、目標を具体化す

る中の土地利用という計画の中に位置付けられていると解釈しております。

牧野委員

開発するときのコンセプトというところは大変大事な点ですので、先程の水緑のときもそうですけれども、やはりそこにしっかり押さえておくべきかなと思いますので、ちょっと意見を述べました。

増田会長

わかりました、ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、小林委員どうぞ。

小林委員

別表のですね、彩都国際文化公園都市の関係でちょっとお伺いしておきたいんですけどね、これのまちづくりですが、ここに目標書いてますように、国際交流、学術文化、研究開発、複合機能都市という風に書いてますけれども、それから良好な住宅市街地の誘導という風に書いてますけれども、以前から見て今こういう点かなり具体的に進んでいってるのでしょうか、ちょっとお伺いしておきたいんですが。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

市（大森課長）

今の、国際文化公園都市のことでございますが、大きくご存じのとおり茨城市域側になります。西部地域の方で医薬研とかそういう研究施設が中核的に位置づけされてございます。

そして国際交流という視点ではこれからということ、今具体的な取り組みとしては未来の学校というようなものを一つテーマにしながらふわっとしたようなところから焦点を順番に定めながら、文化であったり教育であったりという意味合いでの国際交流というよう

なものを位置付けようと、今仕掛けをされておるところでございます。

増田会長

小林委員、いかがでしょうか。はい。

小林委員

新聞報道なんか見ていると、最後にあります良好な住宅市街地について、住宅張り付けを縮小の方向とかよく見るわけですけれども、先程のお話でも開発しないと人口減るといってお話がありましたが、私は重点地区にあるそれぞれがどうかというより全体としてみたときに住宅供給が過剰ではないかという風に思うんですね。

それで国文都市でいえばそういう見直しも実際ありと、これは新聞報道の範囲ですけれども、そういう点でどう考えてはるのかなというのが、提案されるにあたってお伺いしておきたいと思っただけですけれども。

増田会長

事務局のほう、何か回答ございますでしょうか。

市（武藤専任参事）

16年7月1日にですね、住宅都市整備公団から都市再生機構ということで独立行政法人に変わりました。そのときに、一定行政評価といつか見直しの考え方について議論なされております。

その中で、15年当時なんですけども、国際文化公園都市におきましては住宅需要を踏まえまして、現況残す区域を設定しまして、当面は民間にゆだねるとかいう手法も踏まえまして、機構は宅地整備は出来るだけ行わない方向になるというような考え方で進めていくということ聞いております。

小林委員

すみません、最後のほうよくわからなかったのもう少しよく説明していた

だきますか。

市（武藤専任参事）

具体的にいいますと、西部地区、中部、東部というところがあるんですけども、国文都市につきましては段階的整備ということで、西部地区を集中的にやられるということ聞いております。

増田会長

よろしいですか。

小林委員

すいません、ちょっとイメージがまだはっきりしていないので何とも言いがたいですが。

私はやはり重点地区は見直すべきだという風に思ってるんですね。箕面の出されている資料だけでも重点地区でかかる費用は約 500 億ほどかかりますので、そういう意味では先程の既成市街地の改善がいいのか、或いはこういう方向がいいのかというのはやはり問題があると思いますのでね、個々にはちょっと詰めませんが、見直しがいいんじゃないかなと思います。ちょっと意見だけ付け加えさせていただきます。

増田会長

はい、いかがでしょうか、大体ご意見出尽くしたでしょうか。はい森岡委員どうぞ。

森岡委員

あとで色んな、特に水緑なんかについては、ご議論いただくということだったのですが、14 ページのコンセプトといいますか理念についてだけ、ちょっと私の意見を述べさせていただきます。

15 ページにですね、で循環型社会ということでかなり環境に配慮したまちづくりというようなものを、或いはうたっているように受け止めるわけですけども、特にコンパクトシティといいますか、いわゆる移動のエネルギーコス

トのようなものも含めた理念のようなものを、この前段である程度盛り込む必要があるのではないかという考えを持っています。

だからそういうものが入らないかどうか、出来れば入れて欲しいという意見です。

増田会長

具体的にはどのページに。

森岡委員

文章としてはご提案出来ないんですけど、そういう考え方が盛り込めないかなという意見です。

増田会長

はい、いかがでしょうか。

新田委員

そういう視点はきわめて重要だと思うんです。それで の中に循環型社会の中には当然交通エネルギーというかそういうのも当然入って来ますから、この中のまちづくりの中できっちり交通づくりも押さえていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけどね。

これは住宅とまちづくり、まあどちらかという住宅系を重視したまちづくりみたいな感じですけども、まちづくり概念は非常に広いので、まあ、そういう交通というのを文言として明確にするかどうかということはあるかと思えますけれども。

増田会長

はい、いかがでしょうか、はい。

市（大森課長）

今のご意見ですが、これにつきましても別冊の方の北部大阪の整備、開発、保全の方針 17 ページ、18 ページでございます。これはあくまでも今回の住宅の開発整備の方針というものと、独立した立場ではあるわけですけども、我々としたらこの整備、開発、保全の方針の中で

持続的発展が可能な循環型都市を形成ということで、大きくここで捉まえていただいていると我々理解しております。

ですので、今回の住宅の方針につきましては、もちろんこれが大きくベースであって、個々にということですね。ここではご指摘がありましたエネルギーであったり、コンパクトシティ、そういうような文言も全体的に読みとれる、と私は考えておりますのでよろしく申し上げます。

増田会長

よろしいでしょうか、このこっち側の今年の4月から施行されてます方ですね、別冊の方の前半部分ですけど、都市づくりの基本理念という中にきっちりと、「持続的発展が可能な循環型都市の形成」ということがうたわれていて、これが上位の概念ですね。都市づくり全体として。そこでうたわれているという認識だという事務局の回答でございます。よろしいでしょうか。

はい、そうしたらですね、ちょっとこの案件に関しましては、少し意見がたくさん出ておりますので、1点非常にシンプルな方から行きますと、小野原西地区については自然との共生なり自然との調和なり、という概念がコンセプトの中に入るかなという意見が出されております。

水と緑の健康都市につきましては、ダムとの一体整備ということが前提にコンセプトが作られておりますので、これから基本的にはきっちりとダムの撤退に伴ってきっちりとした議論をすべきであるというような、あるいはその場を設けて検討を重ねなさいという意見がだいぶ出ていたと思いますね。

ただし重点地区としては、先程も意見出てましたように止々呂美の周辺地域

の利便性であるとか住環境の改善であるとか、今やっている事業そのものを要するに撤退するという話ではございませんので、重点地区から外すというよりも、むしろ重点地区としては4地区で、ただし、内容としましては、水と緑の健康都市に関しましては、これからきっちりと、もう一度コンセプトなり開発整備のあり方をきっちりと議論をしてください、というような意見をつけるということに関しましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたらですね、一応、附帯意見としまして、一点目は小野原西地区に関しまして自然との調和あるいは自然との共生という概念を位置づけるべきであるという意見、水と緑の健康都市に関しましては、余野川ダムの中止若しくは凍結に伴って抜本的に開発のコンセプトあるいは整備の目標等を抜本的に検討をきっちりと重ねて適切な誘導をしてください、いや、適切な方向に検討すべきであるという意見でよろしいでしょうか。地元対策ですね、はい。

そうしたらちょっと事務局の方でその附帯意見、1点目は非常にシンプルでいいんですけども2点目の方、ちょっと読み上げて頂けますかね。ちょっと作っていただけますか、文章を。

整備又は開発の目標、土地利用計画の概要等全てですね、基本的にはダムとの関わりの中で抜本的に検討をすべきと。ただし、その内容の中には地元対策も含めてという、地元への対応も含めてという内容で検討を深める機会を持つべきだという意見、という形でよろしいでしょうかね。よろしいでしょうか、はい。

小林委員

それでいいと思っているんです、水緑ね。ただ先程申しましたように、やっぱ

りこういう4つの大プロジェクトですので、これについて基本的に見直すべきと思っておりますので、その辺だけ意見しておきたいと思えます。

増田会長

これはいかがでしょう、これはもっと根本的なところで、ご意見はご意見なんですけれど、附帯意見、この4地区の重点地区を抜本的に見直すなり根本的に見直すべきだという意見が附帯意見として提案されておりますけどこれについてはいかがでしょう。

やはり住宅地形成ということが事業として既に進捗しておりますので、重点地区としては4地区という形で、という意見と両方あるかと思えますが、いかがでしょう。

新田委員

おっしゃっている点は、多分計画の規模というのはこれから変わってくると思うんです。それはどうしようもないところで、いくつかのニュータウンでも当然そうしてきたわけですけども、今日のこの別表の範囲で判断する限り、そこから辺までちょっと出てこないの、多分私もそう思いますが、この範囲ではそこまで読み込んでちょっと言えないというのが状況なんです。

増田会長

従いまして今の小林委員にしましてはここでそういう意見が出されて、これは市の内部の中でもこれから開発、事業レベルで考えていく段階で、重要なご意見として位置づけておいて頂きたい、ということでよろしいでしょうか。

そうしたら以上の2点ですね、小野原に対する附帯意見と水緑健康都市に対する附帯意見付きで諮問案件に対しまして議決をしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしたら2点の附帯意見を付けて本諮問案件は府へ回答...

上島委員

すみません、水と緑の附帯意見については了といたしますが、小野原については特段必要はないと思えますけど。それは諮られたらいいのではないですか。

増田会長

はい、分かりました。そうしたらまず、水と緑に關しましての附帯意見はいかがでしょう。よろしいでしょうか。はい。

そうしたら、あと小野原の附帯意見に關しましてはいかがでしょう、今異議が少しございましたけれども、他、ご意見いかがでしょう、小野原に關しまして。

田代委員

今、上島委員さんがおっしゃったことに対して、私も同様な意見を持っております。要するに、いわゆる緑豊かというのは事業計画の中に行政からもきちりのご説明がありましたように、これは入ってくる事業だという風に認識しておりますので、必要ないという風に思えます。

増田会長

他いかがでしょう。そしたら附帯意見に關しまして、附帯意見を付けるか付けないかについて、両意見が出ておりますので、あまり議決というのは、これまであまり採決というのはこの会ではしていないんですけど、他ご意見何かございますでしょうか。牧野委員のお考え、或いは上島委員、田代委員のお考えに対して、他の委員の方でいかがでしょう。特別ございませんでしょうか。はい、阪本委員どうぞ

阪本委員

あの、今の議論の中で「整備又は開発の目標」というところの列と「土地利用計画の概要」の中で文言を含めるかどうかという議論の中で、「整備又は開発の目標」の中に牧野委員が言われた「緑豊か」という文言を追加することで何か変わってくるのかどうか、逆にちょっと質問したいんですが。

増田会長

えっと、いかがでしょうか、事務局のほう。この「土地利用の概要」の方には「緑豊か」が入っていると。それに対して「整備又は開発の目標」のところに「緑豊か」とか或いは「自然との調和」という言葉を入れることによって具体的に何か変わるのでしょうか、ということですけども、いかがでしょうか。

市（島谷課長）

都市計画部市街地整備課の島谷でございます。まさしく今おっしゃられた文言で、要するに整備していくに当たっての姿勢のなかです、まずは「整備又は開発の目標」の中でやはり良好な住宅地としての整備を図るという文言がございます。

それと、それを具体化に当たっての土地利用の概要、この中でも、先ほどからご議論になってますように、「緑豊かな」という形でうたわれておりますんでね、正直な話、左側に入れようが右側に入れようが、基本的に大きく変わるとかいうのはないと、そのように考えております。

増田会長

はい、他いかがでしょうか。牧野委員の先ほどの話では、実際、小野原のところでは非常に地元も或いは地域住民も熱心に取り組んでいる実績が既にあるので、書いておいた方が良くないんじゃないですかというご意見ですけども、は

い。

牧野委員

あの、色々、ヒメポタルの調査をしたりですとか、やはり緑を少しでも残すような、そういう取り組みが現在色々市民の方もされているので、やはりその最初に私がこの計画を聞きましたときに、緑被率においては他に例がないということ強調しておられたので、やはりそこにきちっとそのことを明記して、そして私は今回北大阪という捉えになったことに関してですね、箕面市だけではなく隣接している市、吹田市であるとか茨木市であるとかそういうところとの整合性、エリアの整合性を見ていくということが一つの大きな狙いであると私はこの前理解いたしましたので、そういう意味で、小野原も隣接しておりますので、そういうことを大事にしていきたいと思いますという思いです。

増田会長

はい、わかりました。両意見出ましたので一度試みに採決をしましょうか。

附帯意見を付けるべきだという風なことで、内容としましては「整備又は開発の方針」のところに「緑豊か」若しくは「自然との調和」という言葉を入れるべきだと、附帯意見を付けるべきだということにご賛成の方いかがでしょう。

（賛成者挙手 3名

：牧野委員、前川委員、小林委員）

はい、もう1点は「土地利用計画の概要等」に「緑豊か」という文言が入っているので、敢えて附帯意見は付ける必要はないというご意見の方、いかがでしょう。

（反対者挙手 13名）

はい、こういう状況でございますので、2点目の附帯意見は付けないという形で答申をしたいという風に思います

けれども、よろしいでしょうか。いま1はそういうことになりましたので。そうしたらこの第3案件に関しましては、水緑に対する附帯意見付きで答申いたしたいという風に思います。よろしいでしょうか。

そしたらこれで第3案件を終わりました。先ほど一等最初に第4案件に関しましては臨時委員さんに入っていたという関係から、第5、第6を先に説明させていただきたい、あるいは審議させていただきたいということでございます。案件5につきまして、よろしくお願い致します。

案件5 北部大阪都市計画地区計画の決定について【付議】

大石委員

会長、ちょっとすみません。

増田会長

はい。

大石委員

大変申し訳ないんですが、この案件5の審議につきましては、その時間だけ退席をさせていただきたいという風にお願いをするわけでございますけれども。

その理由といいますのはこの案件であります地区計画の案件の中でですね、主に現地の自治会が中心になって運動を2年半ばかりしてきたわけですが、私自身この区域に住んでますので、直接関係してますので、ちょっと退席させていただいた方が良からうではないかという風に思いますので、勝手ですがよろしくお願い致します。

増田会長

はい、わかりました。今、大石委員の方から、案件5の審議に関しましては、直接の利害関係者であるということから、審議から退席したいというお申し出

がございましたので、認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、そうしたら、ご退席いただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

案件5の審議に入ります。これは市決定付議案件でございます。

説明の程、よろしくお願ひいたしません。

市(藤田担当主査) <説明>

増田会長

はい、どうもありがとうございます。今のご説明について、ご意見なり、ご質問なりでございますでしょうか、いかがでしょうか。

はい、森岡委員どうぞ。

森岡委員

これの年限といいますか有効期限は、これは都市計画の中で一応位置付けておくわけですが、見直し或いはそういったような期限というものをお考えなのかどうか、まず1点。

それと景観法の関係で、このあとご説明いただくような景観計画もあるかと思いますが、地区計画の中で建物の形態、形態といいますか形状ですね、例えば屋根を付けましようとか、陸屋根じゃなくて屋根を付けましようとか、色のようなものまでは含められなかったのかどうか、ちょっとその辺の確認を2点。

市(大森課長)

まず、地区計画につきましては今回都市計画で定めるという性格のものでございますので期間というものは決まってございません。決まってございませんというよりもずっと他の都市計画と同じように遂行されるものでございます。

ただし地区計画についてももちろんより良いまちづくりのために変更とい

うのはあると思います。

あと、建物の屋根の形状であったり色であったりということにつきましては、一応、都市計画法につきましては事前説明の時に、資料ですね、都市計画審議会の資料 23 ページに大きく建築協定と地区計画を比較した表を付けてございます。

この中で、地区計画で定められるものがきちっと定義されてございますので、一応その範囲と。ただその内容によっては意匠という言葉はあるのですが、現実にはなかなか難しいということ実践されている事例はないように聞いております。

特に箕面の場合は基本的には地区計画につきましては、あとで定める建築条例と出来るだけ一体的なものという考え方で今まで指導、それから実施いたしてきております。

増田会長

はい、ありがとうございます。森岡委員、いかがでしょうか。他いかがでしょうか。これも地元と十分協議をしながら詰めてこられて、はい、舟橋委員どうぞ。

舟橋委員

単純な質問なんです、先程のご説明で用途地域が端っこの方でちょっと違うところがありました、地区計画の範囲とちょっとずれるというやむを得ない面があるということですが、いずれ用途地域の見直しとかいう時に地区計画側に合わせて用途地域を調整されるというのはお考えがあるのでしょうか。それともずっとこのままで、用途地域は用途地域、地区計画は地区計画でしようがないというのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

市（大森課長）

これにつきましては、今回はちょっと

あれですけれども、必要な段階で用途の整合をとる必要があると我々考えてございます。

ですので、今回地区計画で明確になれば、これを一つの根拠としながらまた大阪府とも詰めていきたいと考えております。

増田会長

はい、他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしましたら大体意見も出尽くしたと思いますので、採決に入りたいと思います。

案件 5「北部大阪都市計画地区計画の決定」について、原案を妥当という形で議決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

そしたら異議がないということでございますので、原案通り議決したものととして扱わせていただきます。ありがとうございました。

次に案件 6 これは報告案件でございますけれども、先にご報告いただくということでよろしく願いいたします。

大石委員の方に入って頂きたいと思っております。

（大石委員着席確認）

案件 6 景観法に基づく今後の景観行政の取り組みについて【報告】

増田会長

これは、先程市長さんの方からもございましたように、去年一部施行されて今年の 6 月から全面施行されているものでございます。

我が国で初めて景観に関する総合的な法律ができたというようなことで、これまでの地方公共団体の独自の取り組みを踏まえて制定されたものです。

特に箕面市の場合には、平成3年から都市景観基本計画を策定し、平成9年には条例を策定して、非常に先進的に景観形成については取り組んでこられたということでございます。

今回の法律施行に伴いまして、市としてこの法律をどういう形で活用していくのか、という風なことをご検討されておりますので、活用の方策、これからの検討の方法等について、ご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

市（千田担当主査） <説明>

増田会長

はい、どうもありがとうございます。これは報告案件でございますけれども、法が施行されて、その活用に向けて動き出したということでございます。

ご質問なり、ご意見がございましたら、いかがでしょうか。はい、阪本委員どうぞ。

阪本委員

ちょっと基本的なことか確認したいのか自分でもわからないのですが、景観行政団体にならないと景観計画が策定できないということだと思っておりますけれども、箕面市は景観行政団体にもう既になっていると認識してよろしいのでしょうか。

増田会長

いや、これはなっていない。都道府県、中核市、政令指定都市が自動的に景観行政団体で、それ以外の市町村については府に届け出ることによって行政団体になる、ということですのでよろしいですね。

市（吉田課長）

その通りです。

阪本委員

最後のパワーポイントの相関図があって、最終的に景観計画を策定していく

と思うんですけど、箕面市が景観行政団体になる、大阪府に多分申請されると思うのですが、その時期とかですね、それを教えていただけますでしょうか。

増田会長

よろしく願いしたいと思います。

市（吉田課長）

景観行政団体になるためには知事の同意が必要になります。これは都道府県によって取り扱いが異なることになると思うんですけども、ホームページ等見ておりますと既に他の都道府県では景観行政団体になっているところもあるようです。大阪府の場合は今のところ中核市、政令市以外での景観行政団体の同意は行われておりません。今後、大阪府の方でそういった同意の基準なりをつくって、それからの話になると思っておりますけれども、大阪府の基本的な姿勢は市町村が手を挙げる限りはその意向を尊重するという立場です。ただ、同意を与える以上、どんな景観計画の中身なのかということが問われるのではないかと思います。最終的に景観計画が出来てからの話になるのか、あるいは素案、骨格案の段階でも、協議をすれば同意をいただけるのか、その辺はまだ不明です。そういった段階になれば、景観行政団体に向けて協議をしていきたいという風に思っています。

増田会長

はい、ありがとうございます。阪本委員よろしいでしょうか、他いかがでしょうか。はい、森岡委員どうぞ。

森岡委員

資料の最後のページでフレームといいますかスキームを書いていたいております。

ここで、景観計画を策定していく前の段階ですね、自治会のようなコミュニ

ティ或いはNPOのような市民団対が参画できるような仕組みはないんでしょうか。或いはどの段階でそういったものが可能になるのかというようなことをちょっとわかれば。

増田会長

事務局よろしくお願いします。

市（吉田課長）

景観というものは規制で、育成できるものでないと考えておりました、市民の皆さんの参加と協力が不可欠ということなんです。

となれば、計画づくりにおいても当然市民の皆さんの意見を十分に聞きながらむしろ協力いただけるような基準作りにすることが重要です。そういう意味では、計画作りの中でできる限り市民意向を把握、反映するようなシステムを作りたいと考えております。

現段階でも景観法の勉強会をしたいというお声が掛かっておりますので、そういったところには積極的に行政としても出前型の説明会みたいなものもしていきたい。

計画の中身についての意見反映については、来年以降、形が見えてきた段階でアンケート調査なり、パブリックコメントなり、或いは地域での勉強会、ヒアリングといったことも企画していきたいという風に考えておりました、そうした経過につきましては、その都度もみじだよりや市のホームページを通して状況報告していきたいという風に考えております。

増田会長

はい。これは報告案件で、これから何回かここに報告いただく機会があるかどうかと思います。

この法律そのものは、一部では規制強化ということも、法的裏付けをつくった

ということもあるわけですが、根本的には市民参画型の景観行政という風な形が法的に裏付けられたということでございますので、まだ議論があろうかと思えますけれども、今後この場に適切な時機に、議論できる余地のある段階で報告をいただいて、都市計画審議会としても何らかの意見を言える機会をつくっていただきたいということをお願いして、次の案件へ、ちょっと時間がかなり延びているもんですから、次の案件へ行かせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

はい、そうしたら臨時委員の方々にも多分30分くらい余分に待っていただいているかと思えます。

案件4 これからの都市計画道路のあり方について【報告】

増田会長

最後の案件になりましたけれども、案件4「これからの都市計画道路のあり方について」ということで、議題を進めていきたいと思えます。

冒頭でお話しいたしましたように、前回認めていただいた臨時委員の皆さんがいらっしゃいますので、審議にお加わりいただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

（臨時委員入室）

そうしたらですね、臨時委員の皆様方のご紹介を事務局の方からお願いいたしたいと思えます、よろしくお願ひいたします。

事務局（橋川課長補佐）

それでは、臨時委員の皆様をご紹介いたしたいと思えます。

それでは、臨時委員の皆様をご紹介させていただきます。臨時委員の皆様におかれましては恐縮でございますが、ご起

立いただきますようお願い申し上げます。

公共政策の視点から山内臨時委員でございます。

法律の視点から高橋臨時委員でございます。

交通計画・防災の視点から松村臨時委員でございます。

行政（実務）の視点から小寺（こてら）臨時委員でございます。

なお、環境の視点から澤木臨時委員をお願い致しておりますが、欠席する旨のご連絡がありましたことを併せてご報告申し上げます。

以上でございます。

増田会長

ありがとうございます、臨時委員の皆さん方には、大変な役割をお願いすることになりましたけれども、よろしく願いしたいと思います。

それでは、これから、案件4「これからの都市計画道路のあり方について」これは諮問案件でございますが、市より説明をお願いしたいと思います、よろしく申し上げます。

市（上岡） < 諮問理由読み上げ >

増田会長

はい、ありがとうございます。

その前にですね、少し、臨時委員の皆様方にちょっと審議が長引きまして、予定より2~30分お待ち頂きましたことをお詫びしたいと思います。それと委員さんの中には、この後の公務の関係で一人退席されないといけないという方がいらっしゃると思いますので、これから少し市の方から説明を簡潔にお願いしたいと思います。

前回の都市計画審議会で報告頂いておりましたように、この案件に関しましては小委員会を設け、審議を進めること

でご了解をいただいております。従いまして進め方について事務局より説明願います。

市（上岡） < 説明 >

増田会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お受けいたします。

増田会長

そうしたら、これから少しご意見等いただきたいんですけども、ちょっと委員会が延びたものですから、山内委員の方はあとの公務があるということで、長いことお待ちいただいて申し訳なかったんですけども、退席いただくということでございます。

えっとそうしたら、これから新田委員を座長にして検討がスタートするというところでございますけれども、なおかつ間に適切にここでご報告もいただけるということですが、まあ検討に向かってこういうことは、要するにお願いしときたいということがこの審議会の方からございましたら、ご自由に発言いただければという風に思いますがいかがでしょうか。

はい、大石委員どうぞ。

大石委員

えっと、あの時間ないのに恐縮ですが、先程のご説明の日程の中で9月と12月頃に都市計画審議会をというお話しがあったのですが、9月、12月といったら定例議会がある月でございますんで、審議会には議員の先生方も大勢参画しておられますので、この辺大丈夫なのかなと。

私としては、多少いろいろありますがこのくらいは開催して欲しいかと思っております。以上です。

増田会長

事務局の方、いかがでしょうか。

市（大森課長）

我々、毎回都市計画審議会を開くときに、どうしても年に4回ぐらいというイメージでやっておりまして、どうしても議会とバッティングするようなところがございますが、その辺は各議員さんとの調整をしながら、日にちを設定しますので、できるだけ皆さんに迷惑の掛からないような形で日程を今後また設定していきたいと思っております。

増田会長

はい、ありがとうございます。他ご意見等、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

そうしたら、座長をお願いしています新田委員、何か一言ございますでしょうか。

新田委員

大変な役割といたしますか、これから臨時委員さん共々やらせていただくわけですけれども、40年以上になりますか、旧法で決められた都市計画道路が未着手のところもありますし、なかなか進んでいないという状況の中で、こういう見直しというのが出てきましたけれども、過去の経緯も色々考えながら、これからの新しい箕面市をどうつくるかと、それが都市計画道路のあり方と大きく関連しておりますし、また都市計画道路が整備されることによって新しいサービス機能を持つようなこともあるかと思っております。また逆に全く意味がない道路もあるかと思っております。その辺のことをちょっときっちり見て、ちょっといろいろ思っているんですが、少なくとも道路の事業してから出来るまでというのは40年経っても出来なかったのがこれからすぐというわけにはいきませんが、2050年くらいには決めた道路は必ず造れるよ

うな体制で、色んな場面の手だてをしながら現実性も踏まえて考えていく姿勢が必要かなと思っております。あまりに空想的なところにも走らずに、それから更に先程もいいましたように、箕面市の発展に非常に役立つということを意識しながらやっていきたいと思っておりますのでよろしくご協力の程お願いいたします。

増田会長

ありがとうございます。先程の座長さんからのお話も含め、市の方からまずは市民意向を捉えるためのアンケート調査をお願いし、最終的にはこの審議会でご報告をしながら十分議論を踏まえてですね、前に進めていくと。

それに対しては小委員会の皆さん方には非常に労をおかけしますが、今座長の方から力強いご発言をいただきまして、心強いご発言をいただきまして、公明正大に、なおかつ大局観をもってご検討いただけるということでございますので、随時ご報告いただきながら前に進めていきたい、という風に思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうしたら、一応、これで本日ですね、6件という案件がございました。

特に住宅及び住宅地の整備、開発に關しましては少し議論が延びましたけれども、重要な案件ですので、極力意見交換が出来たり、お互い議論が出来る場として運営していきたいと思ひますので、それに免じて、時間が遅れたことをお許しいただきたいという風に思ひます。

それではこれで、今日いただきました決定事項につきましては、市の方で報告書を作成の上、後日市長さんに対して文書にて報告をしていただきたいと思ひますので、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、本日の審議会をこれで終了
したいと思います。

特に臨時委員の皆様方には、非常に短
期間にご苦勞をおかけしますが、
有益なご報告なり、我々の勉強になるよ
うな形でのご報告いただければという
風に思います。

また、審議委員の皆様方には長時間、
或いは今年は4回ほど予定されている
ということでございますので、これから
もご協力の程よろしくお願ひしたいと
思います。どうもありがとうございました。